

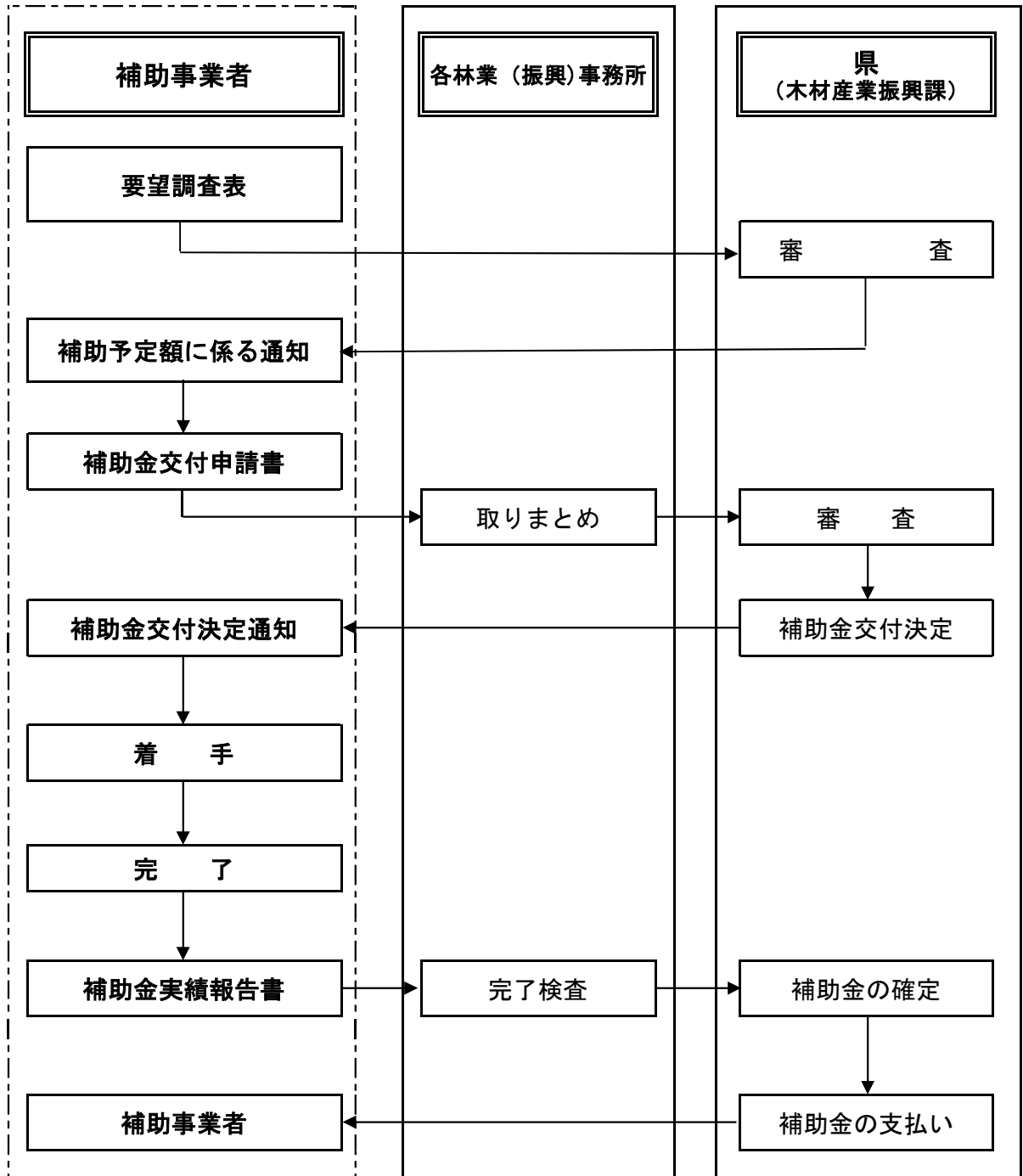
別表（第3条関係）

| 事業の種類 | 木材活用施設等整備 | 学校関連環境整備 |
|---------|--|--|
| 事業内容 | 県内のPR効果の高い公的空間（注1）への木製品の導入及び内外装の木質化を行う事業 | 県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブ、図書館等への木製品の導入及び内外装の木質化等を行う事業 |
| 補助対象経費 | (1) 玄関、ロビー、休憩所その他県民の目に触れる機会が多い公的空間への木製品の導入経費 (2) 玄関、ロビー、休憩所、屋外その他県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した整備とする。 | (1) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する木製（県産材）の机、椅子、遊具等の木製品の導入経費 (2) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する保育室、教室等の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。 |
| 補助の条件 | (1) 木製品の導入経費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (2) 木質化の整備費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (3) 次に掲げるものは、補助事業の対象としない。 ① 国、県、市町村等の他の事業（補助、委託、森林環境譲与税等）との併用 ② 既存施設の取壊し及び処分に係る経費又は敷地の造成費 ③ 不特定多数の利用が無く、主に補助事業者の職員等が業務を行うために使用する施設又は空間の整備 ④ 既に木質化されている部分及び導入されている木製品の改修。ただし、新たに木質化する面積が、既に木質化され今回改修しようとする面積以上である場合には、補助の対象に含めることが出来る（既に木質化された箇所が当該事業を活用している場合は、その面積を対象としない。） (4) 原則として高知県産材のみを活用した製材品、木製品を使用すること。 (5) 取得した製品等に、森林環境税を活用していることを印刷等により表示すること。 | |
| 補助事業者 | 社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等 | 社会福祉法人、学校法人、財団法人、保育施設、教育施設等の設置者 |
| 補助率 | 2分の1以内 | |
| 補助金額の下限 | 補助金額25,000円以上 | 補助金額25,000円以上 |
| 補助金額の上限 | 一施設当たりの限度額400万円、一事業者当たりの限度額500万円 ただし、小・中学校の内装木質化については限度額1,000万円 | |

(注) 1 「公的空間」とは、社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、銀行等金融機関、ホテル・旅館（客室を含む）、百貨店、コンビニエンスストアその他店舗及び飲食店、貸しホール、道の駅及び高速道路のサービスエリア、パーキングエリアなど、多数の県民等が広く利用可能な空間とする。ただし、特定の会員向け施設や主に職員の利用する空間など、多数の県民の利用が想定されていないものは対象外とする。

2 「木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することとする。

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金に関する標準的な流れ



(注) この補助金は、県からの補助金交付決定通知があった後に着手するものだけに限り交付いたします。